

# 平成24年度 市内事業者エコ化支援事業

川崎市では、市内の中小規模事業者が行うエコ化に対し補助金を交付する、「市内事業者エコ化支援事業」を実施します。

## ★ 補助対象事業者

次の条件をすべて満たす事業者が対象です。

○川崎市地球温暖化対策推進条例に定める「中小規模事業者※」

※昨年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の事業者、3/31時点での自動車所有台数が100台未満の事業者等が該当します。

原油換算エネルギー使用量の算定方法は、(財)省エネルギーセンターのホームページ(<http://www.eccj.or.jp/law/pamph/outline/04-5.html>)をご覧ください。

○中小企業基本法に定める「中小企業者」(発行株式総数又は出資総額の過半数を、他の企業が単独で有している事業者は除く。)

○補助対象事業者の業種は、環境対策資金融資制度(経済労働局金融課所管)の融資対象者に準じます。金融業、射倖的娯楽業、遊興的飲食業、農林漁業(一部を除く)は非対象業種となります。

○同年度において、1事業者あたり1申請のみを申請できるものとします。過去(2年間)に本制度を利用した事業者は対象外となります。

## ★ 補助対象事業

川崎市内で行う、次の設備を複数組み合わせることで整備する事業で、事業実施によるCO<sub>2</sub>削減効果を定量的に把握できる事業が対象となります(ただし新設事業所においては、(1)~(3)のいずれかを整備する必要があります)。

(1) 太陽光発電設備 太陽電池モジュールが、太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)に型番登録されているものを補助対象とします。型番は、センターのホームページでご確認ください。

([http://www.j-pec.or.jp/subsidy\\_system/system.php#anchor01](http://www.j-pec.or.jp/subsidy_system/system.php#anchor01))

(2) 太陽熱利用設備 (3) 風力発電設備

(4) 省エネルギー型空調設備

(5) 省エネルギー型照明設備(設備工事を伴うものに限り、光源のみの交換は除く。)

(6) 省エネルギー型燃焼機器

(7) 複層ガラス、遮光フィルムその他の空調負荷低減を目的とした建築物外皮

(8) デマンドコントローラー及びその付帯設備

※1 平成25年2月15日までに完了することが必要です。

※2 補助対象経費の総額(寄付金等を除く)が50万円以上の事業が対象となります。

※3 中古品、リースは対象外です。

※4 住宅として利用している建物に対する事業は、本事業の対象外です。



＜太陽光発電＞



＜LED照明機器＞



＜地中熱利用空調システム＞



＜デマンドコントローラー＞

## ★ 補助金額

補助対象経費※の1/4(1万円未満切捨て、上限200万円)

ただし、予算残額等の事情により、減額となることがあります。

※補助対象経費：本工事費(材料費、労務費、直接経費のみ)及び付帯工事費

## ★ 募集期間

平成24年6月4日から募集を開始し、申請額が予算額に達した時点で終了とします。

※申請書類を審査の上、交付決定します。交付決定まで着工しないでください。

## ★ 申請方法

申請書類を窓口へ持参してください。

○受付場所：川崎市役所第3庁舎17階 環境局地球環境推進室

○受付時間：9:00~12:00、13:00~17:00

申請様式、詳しい情報は、次のホームページに掲載していますので御覧ください。

URL：<http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/home/ecoshien/index.htm>



## ★補助を受けられる内容について

補助対象経費の1/4(1万円未満切捨て、上限200万円) ただし、予算残額等により、減額となることがあります。

※補助対象経費は、本工事費(材料費、労務費、直接経費のみ)及び付帯工事費です。

材料費 事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含み、仮設費は含みません。

労務費 工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいいます。設計費、管理費、測量費及び試験費は含みません。

直接経費 事業を行うために直接必要とする、特許権使用料、水道・光熱・電力料及び機械経費。

付帯工事費 本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定します。

※消費税は補助対象経費に含まれません。

※他の補助金を受ける場合は、その補助金額を差し引いた金額が補助対象経費となります。

## ★申請書類

様式類は、市のホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/home/ecoshien/index.htm>)からダウンロードしてお使いいただけます。

交付申請書類は、「川崎市市内事業者エコ化支援補助金交付申請書」(第1号様式)に、次の書類を添付してください。

- (1) 補助対象事業概要・計画書 工事内容、工事工程を記載したもの。
- (2) 事業概算書(見積書) 補助対象経費総額の、事業ごとの内訳を記載。見積書は、補助対象経費となる箇所について、個別の内訳を記載。
- (3) 図面(設備の設置対象となる、建築物の平面図) 事業に関する工事内容の分かるもの。
- (4) 二酸化炭素削減効果の算定資料 計算式などが示されており、設置前・設置後の二酸化炭素排出量の算定根拠が分かるもの。過去一年間の燃料使用量実績を明示し、設置する機器の燃料使用量が分かる資料(カタログ等)を添付。
- (5) 履歴事項全部証明書 個人事業主の場合は、「住民票の写し」及び「確定申告書の写し」を添付。
- (6) 役員等氏名一覧表 市指定の様式に基づき、次の事項を記載したもの。商号又は名称、所在地、役職名、氏名、生年月日、性別、住所
- (7) その他市長が必要と認める書類

ア 申請者が「中小規模事業者」に該当することを示す資料

原油換算エネルギー使用量を算定した資料であって、当該使用量が1,500kL未満であることが確認可能なもの。

イ 建物の全部事項証明書(登記簿謄本)の原本 住宅として利用している建物ではないことの確認ができるもの。

完了届は、「川崎市市内事業者エコ化支援補助金事業完了届」(第4号様式)に、次の書類を添付してください。

- (1) 精算書 支払実績が確認可能な書類であって、補助対象経費計算書、領収書のコピー、及び領収書の内訳書を添付。
- (2) 工事完成図面および写真 工事完成図面は、工事を実施した範囲のわかるものであること。また、写真は、工事前後のものを添付。
- (3) 二酸化炭素排出量削減効果実績 1か月分の運転実績を示したもの。
- (4) その他市長が必要と認める書類

## ★手続きの流れ

